

健康保険給付金および医療費のお知らせに関する包括的同意について

「個人情報の保護に関する法律」においては、個人情報を第三者提供に該当する場合は加入者本人の同意を得ることとされています。

ただし、被保険者等にとって利益となるものや、事業主、健康保険組合の負担が膨大であり明示的な同意を得ることが必ずしも合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって默示による包括的な同意でよいこととされています。

したがって、当健康保険組合では、以下の事項について、默示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない場合は当健康保険組合（電話 082-275-3500）までご連絡ください。

1. 「医療費のお知らせ」を世帯まとめて、被保険者あてに送付すること
 2. 高額療養費を本人の申請に基づかず、事業主経由で本人に支給すること。
 3. 傷病手当金、出産育児一時金等の現金給付を事業主経由で本人に支給すること。
- ※1. 「医療費のお知らせ」につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当健康保険組合までご連絡下さい。

なお、第三者提供に関して次の 4 項目については例外として本人の同意を得る必要はないとされています。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。